平成30年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 平成30年10月19日(金)15:00~17:00
- 2 場 所 キャッスルきさい 視聴覚室1、2 (加須市)
- 3 出席者 伊澤町長、金田副町長、舘下教育長、武内総括参事、平岩復興推進課 長、猪狩建設課長、中野住民生活課長、大浦健康福祉課長、鈴木生活 支援課長、高橋戸籍税務課長、板倉秘書広報課長
- 4 町民出席者 47人

5 町長あいさつ概要

双葉町への帰還に向け、双葉町復興まちづくり計画(第二次)の具現化に向けた取組みを行っている。平成32年(2020年)春の避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺等の避難指示解除を目標とし、除染・建物解体、インフラ復旧などの帰還環境整備に集中的に取り組んでいる。

○町内復興の取り組みについて

- 1) 中野地区復興産業拠点については、本年1月に着工し、現在は着々と造成工事が進んでいる。併せて復興産業拠点内へ立地する企業の募集を行ってきたが、今年8月に株式会社アルメディオと企業立地協定を締結し、9月には地元企業である双葉住コン株式会社と東京に本社がある大林道路株式会社が共同企業体を設立して中野地区復興産業拠点への企業立地協定を締結した。さらに立地を希望している約20社の企業との協定締結に向けての協議を進めている。町内事業者の方々には中野地区復興産業拠点への立地についてぜひご検討をお願いしたい。
- 2) 駅西地区生活拠点等整備事業については、「住む拠点」として整備するため、現在、 用地取得に取り組んでいるところであり、平成34年(2022年)春頃の居住開 始を目指し、復興公営住宅や賃貸住宅等の建設、分譲地の整備など帰還環境整備を 進めていく。駅東側のエリアについては、「まちなか再生ゾーン」と位置付けてお り、町の公共施設などを活用した既成市街地の再生を目指し検討を進めていく。
- 3) JR 常磐線双葉駅橋上化及び自由通路新設工事については、常磐線の全線開通に合わせ平成32年(2020年)3月までに完成させる予定で工事を進めている。
- 4)特定復興再生拠点区域内の除染・建物解体については、9月30日に拠点区域内関係者を対象とした説明会を行い、来年4月からは特定復興再生拠点区域全域での除染・建物解体が行われる予定。
- 5)福島県が整備するアーカイブ拠点施設については、来年1月にも建設工事が始まり、 平成32年(2020年)夏頃の開館を目指す予定。
- 6) 寺沢地区に設置される常磐道復興インターチェンジについては、平成32年(20 20年) 春頃の完成、供用を目指し工事が行われている。復興インターチェンジの アクセス道路となる県道井手長塚線、町道久保前・中浜線ほか2路線を中野地区復 興産業拠点とを結ぶ町の復興シンボル軸として復興インターチェンジと合わせ供 用ができるよう福島県により整備が進められている。
- 7) 復興まちづくり計画 (第二次) の施策具現化のための取り組みとして、10月3日、

平成30年度第1回復興町民委員会を開催した。今年度の委員会は、双葉町復興まちづくり計画(第二次)に関する取り組み状況や避難指示解除に関する考え方、実施計画の進捗状況について委員の皆さんからご意見をいただき、施策のさらなる具現化を進め、年度末に予定している実施計画の改定に反映していく。

また、役場職員による復興まちづくり推進会議幹事会ワーキンググループを設置し、 議論を進めるとともに、併せて実施計画等に反映させていく。

○中間貯蔵施設について

- 1) 中間貯蔵施設に係る町有地については、7月19日に開催した双葉町議会臨時会で の議決を経て、工業団地として分譲を予定していた平場及び法面は売買契約を締結 し、郡山尾浸沢山林等は地上権を設定した使用契約を国と結んだ。
- 2) 県内で発生した除染廃棄物については、昨年度末までの実績として、町内に確保した保管場へ約36万㎡が搬入された。今年度については、両町で約180万㎡予定されている。10月現在約60万㎡が搬入されている。施設整備が進み搬入量の増加に伴い輸送車両も増加すると予測されるので、運搬にあたっての安全管理をより一層強化するよう要請していく。
- 3) 中間貯蔵施設用地の契約件数は、9月末時点において、中間貯蔵施設建設予定地全体で、契約者が1,579人(66.9%)、契約済面積が約1,037ha(64.8%)。なお、町内分の町有地を除く契約済面積が78.7%、町有地を含む契約済み面積は60.2%。今後も環境省に対して地権者への丁寧な説明及び安全な施設管理の徹底を引き続き強く求めていく。

○生活サポート補助金について

平成28年度から「生活サポート補助金」事業を開始し、平成28年度の受給率は8月末現在で81.3%、平成29年度は70.9%となっており、引き続き、受給漏れのないように対応策を講じていく。

○共同墓地について

今年5月に完成し、6月より区画使用の申し込みを開始したが、現在自由墳墓は48 区画の申し込み。空き区画の自由墳墓や納骨墓、永代墓については随時受け付けして おり、使用状況については町公式ホームページで公開している。

○高速道路通行料金、医療費の一部負担等の免除について

高速道路の無料化の措置については、「ふるさと帰還通行カード」が導入され、平成 32年(2020年)3月31日までの無料措置の延長となっている。

医療費の一部負担等の免除、その他現在実施されている生活再建に係る支援等についても引き続き継続されるよう、国及び関係機関に働きかけていく。

6 町からの説明

- (1) 双葉町の教育行政について説明(舘下教育長)
- (2) 避難指示解除に関する考え方(素案)について説明(平岩復興推進課長)
- (3) 双葉町特定復興再生拠点区域内の除染・建物解体について説明(猪狩建設課長)
- (4) 平成30年度住民意向調査について説明(復興推進課長)

7 懇談概要

(町民:男性)

埼玉支所に保健師が不在となっている件について、今年の 6 月に自治会として要望 書を提出したがこのことについて進捗状況を伺いたい。高齢者にとって保健師の言葉 は生活の上で力強く、安心材料となる。

(伊澤町長)

埼玉県、加須市、退職された保健師の再任用などあらゆる組織に要望をしているが、 どの自治体も保健師が不足している。早急に保健師を採用したいと思っているが絶対 数が足りず採用に至っていない。今後とも採用に向けて努力をしていくが、適任の保 健師がいればご一報いただきたい。

(町民:男性)

帰還についての資料の中の、国による避難指示解除の基準における3要件とは法律により決まっていることか。

(平岩復興推進課長)

平成27年6月12日に国の原子力災害対策本部が決定したもので、原子力災害からの福島復興の加速に向けてというものの中で3要件が示されている。これについては国で閣議決定されている。

(町民:男性)

法律になっているか聞いている。

(平岩復興推進課長)

法律にはなっていない。

(町民:男性)

20mSv は法律になっていないのに 20mSv で町民が帰されるのか疑問。また、議会や委員会で決定すると言っていたが一番大事なのは地権者であり了解を求めなければいけない相手だと思うが、それについてはどういう対応を考えているか。

(平岩復興推進課長)

3要件の中にも入っているとおり、町民の皆さまと十分な協議を行うこととなっている。

(町民:男性)

3要件の中には議会は入っていない。議会で決めたからいいということではない。 町民の皆さんの固有の権利を担保していただきたい。

避難指示から5年後の居住人口の目標を2,000人としているが、最終的には何千人と考えているのか。

(平岩復興推進課長)

2,000人という人口目標は、復興まちづくり計画(第2次)、特定復興再生拠点の再生計画の中で目標人口としている。これについては避難指示解除から5年後の居住人口の目標であり、それ以降については今後の検討となる。

(町民:男性)

まだ考えていないということか。

(平岩復興推進課長)

まずは 2,000 人に向かって取り組んでいくということで、それ以降についてはまだ 考えていない。

(町民:男性)

2,000人についてはどのような方を対象にしているか。

(平岩復興推進課長)

住民意向調査で帰りたいと希望されている方の数値を使いながら算定している。

(町民:男性)

避難解除に伴って様々な損害賠償請求の道が閉ざされないのか。

(平岩復興推進課長)

避難指示解除は町域の一部であり、帰還困難区域が残る状態となるので賠償や生活 再建についても他の町とは違った状況であるということを、国や東京電力に求め、対 応していく。

(町民:男性)

住民生活課長に聞くが震災前の避難指示解除の要件についてわかっていれば教えてほしい。

(中野住民生活課長)

震災前の避難指示解除の要件については、国の原子力防災指針のほうに記載がなかったので、決まっていなかったのではないか。

(町民:男性)

町の防災計画に明記されているので、勉強してほしい。

国による避難指示解除の基準は、国の原子力災害対策本部決定によりとあるが、事 故前はこのようになっていなかった。なぜこのようになったのか。

(平岩復興推進課長)

復興推進課で詳細は把握できていないが、福島第一原発の事故後に国の方で検討して出てきたものだと考えている。

(町民:男性)

町の防災計画をよく読んでほしい。そんなことは書いてない。事実を知らない町民 の皆さんがそうなんだと思い込んでしまったら大変なことになる。

(町民:男性)

以前、中間貯蔵施設で土地や家がなくなった時に双葉町民でいられるのかと質問したところ、双葉町民でいたい気持ちであれば、双葉町民のままでいいですよという回答をいただいた。また、帰還困難区域内に指定されている間であればその期間内は双葉町民でいられると私は思っている。それは中間貯蔵施設内の住民だけのものなのか、

それ以外の住民の方が家を解体した場合も同じ扱いになるのかお聞きしたい。 (伊澤町長)

自分が双葉町民でいたければいても良いということではなくて、本人の意思によって住民票の存続は継続できると説明している。この点については話に齟齬(そご)があったように思う。住民票については住民の皆さんがアドバンテージをもっているということ。中間貯蔵施設に協力したことで現住所がなくなってしまう方の場合も本人の意思があれば住民票は継続する。他の住民の皆さまの住民票についても同様の状況。将来、いつまでとはまだ決まっていないが、住民票の取り扱いに関しては現状では皆さんの意思を優先させるということを確認している。

(町民:男性)

震災から7年経って雑草などが生い茂っている中、これから除染をしても住民が帰還しないところは再び雑草などが生えてくると思うが、町としてはどのような対策をとるのか。

除染した時にパイプハウスなどの家屋以外のものも解体してもらえるのか。また、 宅地内にある植木を倒した場合その木をどのように処分したらいいのか。

(伊澤町長)

まだ解体そのものが進んでいないし、解体後どういう状況になるのかも見ながら、 雑草なども当然生えてくると思うが、管理の仕方も含めて先行解除した自治体の対応 等も勉強して判断していきたい。

植木や生け垣を更地にするために倒したり伐採した場合については、中間貯蔵施設の受け入れの体制が整えばそちらに搬入するが、まだそういった体制には至っていないと思うで、それまでは町で仮置き場に保管することになる。

(猪狩建設課長)

農業施設の解体については、家屋解体があればそれと同時にパイプハウス等も解体できるようになっている。

(町民:男性)

り災証明書が発行されていない場合は解体できないと聞いた。私の家は瓦も落ちていないしどこも傷んでいない。その場合でも解体できるのか。

(猪狩建設課長)

家屋の解体にあたっては、り災証明書の添付が必要で、半壊以上が条件となっているが、り災判定が一部損壊となった場合でも解体したい方は環境省に相談していただきたい。被災がない場合や一部損壊であってもり災判定については、野生動物・雨漏り等で「継続して居住することができない」場合は、解体対象となる事由として加味されるので、まずはり災判定の申請を町に手続きしてほしい。

(町民:男性)

中間貯蔵施設について双葉町での契約状況を伺いたい。

(猪狩建設課長)

用地の状況は、双葉町分としては土地所有者、建物所有者、登記記録分合わせて 830 名。そのうち契約実績が 542 名、65.3%となっている。面積としては 300.8ha、町有地 を除いた率としては78.7%となっている。

(町民:男性)

町民全員が契約した場合の面積はどのくらいか。

(猪狩建設課長)

約 500ha になる。

(町民:男性)

双葉町立小中学校に就学している双葉町民 31 名の幼、小、中の内訳を伺いたい。また、県外への転出者は除くとあるが県内はどうか。

(舘下教育長)

幼児が6名、小学生は14名、中学生は11名。また、県内外の就学者数は転出者を除いた数字となっている。

(町民:男性)

幼、小、中には教育委員会から手当や支援金など補助金が出ていたはずだが、転出者についてはどのような扱いをしているのか。

(舘下教育長)

就学援助費は今も対象者を確認して保護者からの申請をいただいて進めている。転 出については転出先の自治体で条件が合えばそちらに申請することになる。

(町民:男性)

確認は取れているか。もともとは全て双葉町から出していた。国から各県に移行した中に入っているか。

(武内総括参事)

転出された方については転出先の市町村で対応するということになる。ただ町民で あって住民票がある人には出ている。

(町民:男性)

住民票がある人に支給されているのはわかる。結果的に受入側が住民票を移してほ しいと言われて移している人も多いと思う。そういう方がいるので、もともと双葉町 民だった家族に対して就学援助費が出ているのか疑問に感じた。転出した方が転出先 の自治体で受給できているか等のフォローをお願いしたい。

(町民:男性)

2020年の立入り規制の緩和は町として行う予定なのか。汚染状況などはどのように考えているのか。立入り規制を緩めようとすると帰還困難区域内でありながら規制緩和がだんだん広がっていくのではないか。

(平岩復興推進課長)

立ち入り規制の緩和については、帰還困難区域の中に設定した特定復興再生拠点区域内での話で、規制緩和の考え方については記載されているとおり放射線量の低下状況など十分に講じられるかを検討した上で、時期としては2020年春に立入り規制の緩和をしてはどうかと町では考えている。この緩和の方法としては案として現在帰還困難区域と避難指示解除準備区域の間に設置されているバリケードを特定復興再生拠点の外側のエリアに移動するということを検討のひとつの材料として、国・県と調整していきたいという趣旨である。

(町民:男性)

規制緩和する場所は現在の避難指示解除準備区域と同じように自由に通行できるようにするということか。そうするとその時の放射線量は、町としてどのように考えるのか。前回の説明の中では、町長は『年間 1mSv を目標にして検討します。ただそれだけではありません』という言い方をしていたので、ここで立入り規制の関係を今後どのように考えていくのか。これについて町で「決定する」をいう言葉を使われたが、町の考えを今年度中に決定しますという表現をしている。決定にあたってどのように町民に説明していくのか。また、国の解除の時は町民との十分な協議、また町民に対して納得いく説明をすると考えているが、この立入り規制の在り方については居住させるわけではないから入るんだったら少々でいいんじゃないかという考えが出るかと思う。私が一番心配しているのは、町民は入れるということは安全だと考えている。放射線量が下がってくるであろう、今でも下がっているということはある程度分かるが、そのへんのところをどのように明確にしてあるのか。自由に出入りできる範囲が今の避難指示解除準備区域と居住制限区域である地域となんら変わらないような状態、相変わらず年間 20mSv が生きてくるのではないか。そのへんのところを十分な説明と協議を町民としていただきたい。

(平岩復興推進課長)

立ち入り規制の緩和については年内に決定するということではない。立入り規制の在り方について検討していくという町の考えである。避難指示解除の3要件については、町で想定しているのは2020年春に向けて避難指示解除準備区域と駅周辺の一部区域の避難指示解除を目指すということになっているので、この際にはこの3要件の検討が十分に必要である。この要件を満たした状態での避難指示解除となっていくものと考えているし、また立入り規制の緩和についても今の考えとしては先行的な避難指示解除の時期と合わせて、住民の方に説明をすることを考えている。

(町民:男性)

今の考え方は特定復興再生拠点の説明においても関連したそのエリア内に住んでいる地権者にしか説明していない。逆の言い方をすれば町民全体ではない。このような形で立入り規制の在り方が出ると町民全体に影響が出る。先ほど今年度内に決めるわけではないとあったので、そういうことを検討する上で特定復興拠点内以外の住民に対しても協議してほしい。また、その時点で問題になるのは年間積算線量が年間 20mSv しか該当しないと思うので、ここのところも明確にしてほしい。

(町民:男性)

汚染土壌をフレコンバッグで運んでいるが、フレコンバッグそのものが3年くらいで壊れる。町の計画では受入分別装置にかけて、土壌貯蔵施設に何年で埋めるつもりなのか。今の受入分別装置でどのくらい処理がされているのか。また保管場においてあるフレコンバッグがどのくらいもつと考えているのか。

(猪狩建設課長)

輸送については、今年度は 180 万㎡を大熊・双葉町で予定している。双葉町分については現在のところ 50~70 万㎡の予定となっている。

(町民:男性)

10月2日現在で今年度の運び込んだ量59.8万㎡だと思うが、その中の双葉町分を 教えてほしい。

(猪狩建設課長)

約20万㎡である。

(町民:男性)

大熊、双葉町分で累計 135 万㎡が運び込まれている。双葉分はいくらか。

(猪狩建設課長)

先ほどの運び込んだ量ですが、平成 27 年度から平成 29 年度までが 35 万 8 千 500 ㎡なので、それに約 20 万㎡足して約 55 万 8 千 500 ㎡となる。

(町民:男性)

土壌貯蔵施設への搬入量はどうか。

(猪狩建設課長)

本日は土壌貯蔵施設の資料をもってきていないためお答えできない。

(町民:男性)

土壌貯蔵施設に運び込んだ量がわかったら同じ時期でいいので大熊町・双葉町分を教えてほしい。

(町民:男性)

これだけ運び込んで土壌貯蔵施設に運び込まれたものはわずかだと思われる。それ 以外は保管場に置かれていると思うが、最初に運ばれたものは平成27年に運ばれてい る。そこから4年経っていてそのへんの管理状況、今後どのように管理するのかを教 えてほしい。去年の中間貯蔵施設の計画から今年の計画で保管場の数がべらぼうに増 えたので、そこに住んでいる者としては非常に危機感を感じている。今は大丈夫です よと言うが、測定していないからわからないのではないか。

(猪狩建設課長)

保管場の件については、現在土壌貯蔵施設1の1工区が容量約6万㎡、2の1工区が23万㎡、順次拡張工事をやりながら運び込んで土壌で測っている。

(町民:男性)

今のところ6万㎡しかないですね。実際は運び込んだ量は35万㎡を超えていて6倍の量。2 工区はまだ完成までもう少しかかる。そのことを考えると実際に運び込まれた汚染土壌は双葉町の中でどのような状態になるのか。双葉町の場合は人が住んでいない仮置き場にどんどん山積みになっている。この計画だけは昨年度の目標は達成しているし、今年度の目標も達成する。ところが、土壌貯蔵施設は目標が予定通りになかなか達成できない。そういうことを考えた時に特定のエリアだけが保管場という仮置き場に汚染土壌が置きっぱなしになってしまうのではないかという不安を感じている。前にも保管場について町長の回答は、「返される時は原状復帰です」と言っていたが、事故後現在の原状復帰なのか、事故前の原状復帰なのか。将来図を出していただきたい。30年後どのような状態で返還されるのか。我々は震災前の状態での原状復帰という希望的な観測を持っているが、そういうことについてもどのように取り組んでいくのかということも新たな疑問として持った。

(町民:男性)

10月9日に原田環境大臣が双葉町を訪問した際に、町の意向を尊重した避難指示解除等は求めたのか。以前、7月に町長と議長が国会に行き要望書を提出した時は町のホームページで要望書の中身を確認できた。常に我々町民は町が要望書を提出しているが要望書の中身を見ることができない。これは公開のものなので常に町民が見られるようにしていただきたい。

(伊澤町長)

環境大臣が代わって引継ぎされていると思うが、9月に議長と提出した要望書と内容は一緒のものである。

(町民:男性)

今後、要望書を提出した際にホームページに掲載してほしい。

(伊澤町長)

公開は可能である。

(町民:男性)

避難指示解除の3要件の中のインフラ整備について、インフラ整備だけで生活できるのか。

(伊澤町長)

インフラ整備については、除染なども含め総合的にこの3番目にある県・市町村・町民との十分な協議ということで戻って生活できるかどうかの判断をいていただくということであり、ただ避難指示解除をして、住民の皆さんに戻ってくださいということではない。これは各町政懇談会の会場で申し上げているが、まず役場で先に戻って環境を整備していくということが第一条件で、皆さんが戻って来て、この放射線量やインフラ整備や生活するための設備などの環境ができて納得した状態で一人ひとりの町民がこの状態なら戻ってきて住んでも大丈夫と判断して戻っていただくということである。避難指示解除イコール住民帰還を早急に行うということではない。当然将来的には避難指示解除をしなくてはならないが、住民帰還というのは皆さんの判断でそれぞれの環境整備に納得された上で戻っていただくということである。

(町民:男性)

それでは将来が見えてこない。実際に帰る人も何人かいると思う。今まで双葉町では米を作ったり野菜を作ったりしていた人もたくさんいるがそういうのはできるのか。

(伊澤町長)

農地の再生・復興に関しては将来的な構想だが、現状のこの状況を少しでも改善していくと農地に関しても再生・復興させていきたい。必ず農業の担い手の問題は出てくる。

農地を除染して基盤整備しても担い手が戻ってこなければ農地は再生復興できない。 そういうことも含めた今後の対応検討をしていかなければならない。私がつかんでいる情報としては、担い手になる人は少ない。だけど米作りはしたいという声もある。 条件付きだが農地基盤整備をして大規模化したものについてはある農業法人は作付から販売まで責任をもってやりますというところもある。それでいいのかどうかというのは今後農地を持っている皆さんと相談していかなければならないが、ただそういう 状況で誰もやる人がいなければ農地は再生できない。農地を再生させるということは、作っていく、安全で安心なものを製品化するということを徹底していかないと無理だと思う。農地を除染しても担い手がいなければまた雑草が生い茂ってしまう。私はそういう状況にはしたくないので、除染して基盤整備をするのであればきちんと作れる田んぼにして避難指示を解除してやっていくという考えでいるので、そこの部分はやれるかやれないかというよりも農地を持っている方がどういう感覚を持っているか。町は再生させたいという考えである。

(町民:男性)

避難指示の解除は国が行うものと書いてあるが、国が行うものか町長が決定するものか町民が決定するものなのか。

(伊澤町長)

避難指示解除の3要件は国が定めているものであるが、3番目に書いてある県、市町村、町民との十分な協議ということであるから、当然町としても関与していくことになるし、納得できるような放射線量や避難指示解除して住めるような環境というのはどういう環境なのかというのはご指摘があったが、まず戻ってみないとわからないということも一方ではある。それならば先に自分が戻ってなにが不備なのか、整備されなければならないものはなになのかというのは検証していくべきだと考える。判断するべき時期には判断してそういった対応をしていきたい。

(町民:男性)

これは誰が最終決定するのか。

(伊澤町長)

決定は国である。ただ国が決定するにあたっては事前に十分な協議があるので、こちらで納得できるような状況にならなければそういった判断になるのは難しい。

(町民:男性)

町民の意見は全然無視なのか。

(伊澤町長)

町民の意見ということは、このように町政懇談会を開いて町民の皆さんからの意見を集約して参考にさせていただいているので、町民の皆さんの意見を無視しているという考えはない。その時々に住民説明会などは必ず実施しているので皆さんのご意見は伺っていると考えている。

(町民:男性)

前にも話しをしたが、町政懇談会は年1回。こういう避難指示解除が間近に迫っている時に行政として何回か各地区で町民の説明とか意見交換とかそういったことはできないのか。

(伊澤町長)

町政懇談会との話とは別にこの段階でこのような住民の皆さんに説明をしていくということで、現状はある程度進行しているのかなと感じているし、町政懇談会に関しては1回ではどうなのかというご指摘だと思うが複数回できればいいが、皆さんが思っている以上に町も大変忙しい状況でやっているというのもご理解いただきたい。現時点では厳しいところである。ただ各行政区の総会や自治会の総会にはなるべく私か副町長が時間の都合がつく限り参加して、町政懇談会とは違うが町民の皆さまの意見

を伺っている。

(町民:男性)

了解した。

(町民:女性)

埼玉県のある自治体では乳がん検診の際にマンモグラフィーとエコー検査と同時に 受診できるという話を聞いた。町の方では両方受けられる体制をとってもらえるのか どうか。昨今ガンなどの話題も多くなっているので、できればそういったことも考え ていただきたい。

(大浦健康福祉課長)

本日詳細な資料が手元にないので、保健師と確認を取り各市町村の状況を把握したうえでご連絡したい。

(町民:女性)

女性だけではなく男性も乳がんにかかることがあると聞いたので、男女問わずに調べてほしい。

(町民:男性)

双葉町でイノシシの被害がだいぶあるようだが、その対策について聞きたい。 #澤町長)

平成 25 年度からの野生鳥獣の捕獲頭数をお知らせする。イノシシについて平成 25 年度は 37 頭、平成 26 年度は 114 頭、平成 27 年度は 103 頭、平成 28 年度は 177 頭、平成 29 年は 303 頭、総計が 734 頭。その他ハクビシンは平成 28 年度からであるが、平成 28 年度 35 頭、平成 29 年度 40 頭、2 年間で 75 頭。アライグマは平成 28 年度 78 頭、平成 29 年度 268 頭、2 年間で 346 頭である。

野生鳥獣駆除の対策は、町でも捕獲隊を組織し、来年度から活動していただくことになった。猟銃が使えないので罠での捕獲になる。5名の方が罠で捕獲を行っていただけることになっている。来年度から箱罠での捕獲数も増えると思うが、駆除しなくてはならないイノシシ等の数は減っていない。捕獲総数が増えていても数が減っていないということは繁殖数が多く天敵がいないことが考えられる。特にイノシシに関しては純粋なイノシシではなく、イノブタが多いのではないかと想定している。県の鳥獣保護センターと相談して、浪江町でイノシシの性質を研究し、町に降りてこないように山に戻す方法をとっているという話を聞いた。その後の報告については聞いていないが、そういうやり方も1つの方法かと思っている。